

## 新年あけましておめでとうございます



年末年始で心身のリフレッシュが出来たでしょうか。暴飲暴食で弛んだ心と身体を少しづつ日常業務に戻していきたいですね。  
それでは今年も学校事務センターをどうぞよろしくお願いいたします。

## 出勤簿・休暇簿が新しくなります

暦年処理の出勤簿や休暇簿は、1月から新しくなります。新しい用紙に記入・押印してください。

※年度途中に採用・任用となった場合は、任用期間に応じての付与となります。

年次有給休暇（年休）・・・20日

家族看護の休暇（特休）・・・4日（中学校就学の始期に達するまでの子の場合  
にあつては当該日数に4日を加えた日数、2人以上  
の場合にあつては8日を加えた日数）の範囲内の期間

学校等行事の休暇（特休）・・・高校等を卒業し又は修了するまでの子1人につき1日の範囲内の期間

短期の介護休暇（特休）・・・5日、要介護者が2人以上の場合は10日

別途「要介護者の状態等申出書」必要

※暦年で付与される特休は他にもあります。



## 確定申告の時期が近付いてきました！

令和4年分の申告期間は、令和5年2月16日～3月15日となっています。

※確定申告に必要な「令和4年分給与所得者の源泉徴収票」は1月中旬に配布予定です。

スマホからe-Taxを利用することで申告会場にも行かず、還付金も早期に受領出来るなど様々なメリットがありますので、下記の控除に該当する方はチャレンジしてみてください！

○医療費控除・・・医療費が年間10万円を超える場合。（セルフメディケーション税制と選択）

○寄付金控除・・・2,000円を超えて寄付した場合。ふるさと納税はこの控除に該当（ワンストップ特例を申請した場合不要）。

○雑損控除・・・台風や地震、火災などの災害、ひったくり、空き巣などの窃盗・盗難、横領などの損害を受けた場合。

○住宅ローン控除・・・ローン1年目のみ確定申告をしなければなりません、2年目以降は年末調整の対象となります。

上記以外にも詳しいことは国税庁HPに載っています。不明な点は最寄の税務署または市役所税務室へ問い合わせてください。



## 共通用務内容・共通用務先

をご利用ください

ミス無く精算  
できます

## 1/18 亀山市教育研究集会が開催されます。

亀山市内の小中学校の他にもよく出張先となる施設は共通用務先として登録しています。旅行命令書作成及び精算が簡単になりますので、ご利用ください。



## 特殊勤務実績簿について

1月分は1月30日（月）締切  
その後すぐにシステム入力し、2月の給与で支給します。必ず提出の期限を守ってください。

◇ 学校事務に関するお問い合わせや相談ごと・・・亀山市学校事務センターまで ◇

専用電話 82-1177

FAX 82-2766